

20260727付質問①

業務名：08県単支援道改 第08-03-500-6-001号 （仮称）真弓トンネル本体工事（その2）

	質問内容	回答
1	①現場代理人・途中従事者の実績該当性について 入札説明書、様式第6号に定める「ウ 配置予定技術者の施工経験【評価項目】共同企業体の代表構成員の配置予定技術者が、N A T Mによるトンネル工事を元請けの主任技術者、監理技術者（特例監理技術者、又は専任特例の場合の監理技術者を含む）又は現場代理人として施工した経験（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上）により評価する。評価の対象とする工事は、平成28年4月1日から令和8年3月31日までに竣工した工事とする。 ※施工延長は掘削と覆工を行った延長とする。【評価基準】覆工後の内空断面積（覆工後の代表値）55㎡以上、施工延長※1,000m以上のトンネル工事の実績あり」について確認します。 当該技術者が、過去の対象工事において現場代理人として工期の途中から従事し、当該技術者が従事した期間におけるNATM工法の掘削・覆工を1,000m以上施工した場合は（着手した場合は、）参加要件に定める施工実績として認められるでしょうか。	配置予定技術者の従事期間中において、掘削と覆工を施工した経験（延長）が資料により確実に確認できる場合に評価します。
2	②CORINSで確認できない事項の証明資料上記施工実績について CORINSの登録内容のみでは、配置予定技術者（主任技術者、監理技術者（特例監理技術者、又は専任特例の場合の監理技術者含む）又は現場代理人）が従事期間中に、NATM工法による掘削・覆工の着手時期および従事期間中の掘削延長を確認できない場合、下記資料を提出することにより参加要件を証明できるものと理解してよろしいでしょうか。 1. 発注者へ提出した最終の実施工程表（掘削・覆工の着手時期および実績工程が確認できるもの） コリンズでの従事期間（現場代理人）を実施工程表で照らし合わせることができ、参加要件に定める施工実績が判断されるもの。 また、上記以外に必要となる資料がある場合は、提出すべき資料の種類および確認すべき記載事項をご教示ください。	配置予定技術者の従事期間中において、掘削と覆工を施工した経験（延長）が資料により確実に確認できる場合に評価します。